

1. 公共下水道を敷設するまでの流れ

(1) 事前の相談
下水道管路課の窓口にて事前に内容を相談してください。

(2) 申請書類の提出
3. 提出する申請書類を提出してください。

(3) 申請書類の審査
提出された申請書の確認及び審査を行います。

書類がすべて整った日から30日程度

(4) 敷設の決定※
私道への敷設の可否を通知します。

(5) 工事の実施
予算議決後、執行手続きに入ります。
なお、工事の時期などは事前にご連絡いたします。

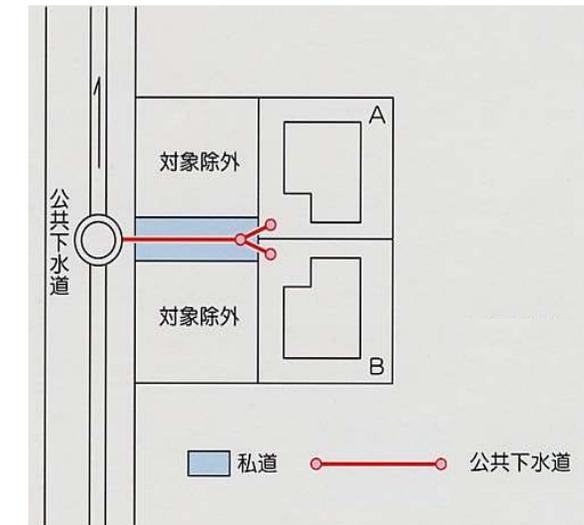
2. 公共下水道を敷設できる要件

次の**全ての要件**に該当する必要があります。(※イメージ図参照)

- ✚ 公共下水道が敷設された道路に接続する私道であること。
- ✚ 公共下水道に下水を排除すべき家屋（既設公共下水道敷地に面する敷地内の家屋を除く。）が2棟以上存在し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと。
- ✚ 私道に公共下水道を敷設することについて、当該私道敷地の所有者その他の権利者全員が承諾していること。
- ✚ 敷設される公共下水道を利用しようとする者が市税、下水道受益者負担金（分担金）及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ✚ 水道管、ガス管その他これらに類するもので敷設の際に支障となるものがないこと。もしくは、当該支障となるものを公共下水道を敷設する際に適切な場所へ移設することができ、その移設費用を代表者が負担すること。

◎なお、敷設の対象となる私道は建築基準法第42条第1項第2号、第3号、若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路に該当する私道となりますので、建築指導課窓口にて備え付けの端末で公開している「指定道路図」もしくはインターネット公開サイト「ふじさわキュンマップ」にてご確認ください。

※公共下水道を敷設できる要件（イメージ図）



3. 提出する申請書類（各1部）

- ① 公共下水道私道内敷設申請書（第1号様式）
- ② 公共下水道私道内敷設希望者名簿兼委任状（第2号様式）
- ③ 公共下水道私道内敷設承諾書（第3号様式）（1地権者につき1部）
- ④ 位置図（案内図）
- ⑤ 地形図（公図の写し）
- ⑥ 地積図（土地の所有区分が明示されたもの）
- ⑦ 土地の登記事項証明書（公共下水道を敷設する私道敷地の全部事項証明）
- ⑧ 土地所有者の印鑑登録証明書（1地権者につき1部）

⑤⑥⑦は道路に関する証明で、法務局にて取得できます。

【申請に関する問い合わせ及び申請先】 担当課：下水道管路課 調整担当

電話：0466-50-3551

※提出された内容に偽りなどがある場合、決定を取消することがあります。

